

京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター利用負担金等内規

令和2年3月31日 高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター長裁定  
令和2年11月24日 一部改正  
令和3年3月30日 一部改正  
令和3年7月1日 一部改正  
令和4年1月28日 一部改正  
令和6年1月25日 一部改正

第1条 この内規は、京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター共同利用内規（平成29年8月30日高等研究院長裁定）第12条第3項の規定に基づき、物質—細胞統合システム拠点解析センターを利用するグループの研究代表者（以下「利用責任者」という。）が負担すべき登録料及び利用負担金の額について定める。

第2条 利用責任者の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 京都大学高等研究院物質—細胞統合システム拠点の教職員
- (2) 京都大学の教職員（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 国、地方公共団体又は本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人その他教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (4) 企業等に属する者

第3条 登録料の年額は、利用責任者の区分に応じ、別表1の料金欄に掲げる額とする。

第4条 技術相談に係る利用負担金の額は、利用責任者の区分に応じ、別表2の料金欄に掲げる額とする。

第5条 設備の利用負担金の額は、利用責任者の区分に応じ、別表3の料金欄に掲げる当該設備の単位当たりの料金に利用単位数を乗じて得た金額とする。

第6条 高等研究院物質—細胞統合システム拠点解析センター長は、以下の場合に利用責任者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにセンターホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用責任者に周知するものとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年2月1日から施行する。

